

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	1

-----  
規 則  
-----

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第44号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和51年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別に」を削り、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「行わなければ」を「これをしなければ」に改め、同条第4項中「行わなければ」を「これをしなければ」に改める。

第3条第1項中「別に」を削る。

第4条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第6条第1項中「別に」を削り、同条第2項中「のとおり」を「によるもの」に改める。

第7条第2項中「受けた」を「得た」に改める。

第8条中「附属設備の利用料金の上限額」を「額」に改める。

第9条の見出し中「減免」を「減免の手続等」に改め、同条第1項及び第4項中「次に掲げるとおりとし、当該減額する額は」を「、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、」に改める。

第10条第1項中「に掲げるとおりとし、当該還付する額」を「のいずれかに該当する場合とし、還付する入場料又は使用料の額」に改める。

第12条の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条中「停止された」を「停止させられた」に改める。

第14条中「必要により」を「必要があって」に改める。

第15条第3号中「配付しない」を「配布しない」に改め、同条第4号中「又は」を「損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第16条第4号中「違反した」を「違反し、又は違反するおそれのある」に改める。

第18条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改める。

第19条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

附則第1項の見出し及び附則第2項を削り、附則第1項を附則とする。

別表の表を次のように改める。

区分	附属設備名	利用施設別	単位	利用料金の上限額	摘要
舞台設備	オーケストラピット	大	1式	7,600円	
	小迫り	大	1式	1,860円	
	スッポン	大	1式	1,410円	

音響反射板	大	1式	9,930円	天井2面、正面1面、側面4面、照明付き
音響反射板	小	1式	5,070円	天井1面、正面1面、側面1面
グランドピアノ	共	1台	12,140円	スタインウェイD-274
グランドピアノ	共	1台	8,040円	ヤマハCFⅢ
グランドピアノ	共	1台	4,290円	ヤマハCSⅡ
グランドピアノ	練	1台	2,480円	ヤマハC3XA
アップライトピアノ	リ	1台	1,410円	ヤマハ
バレエ用フロアシート	大	1式	4,530円	東リTMフロア
所作台	大	1式	10,920円	
所作台	小	1式	5,740円	
所作台(花道)	大	1式	1,980円	
平台	共	1台	220円	
開き足	共	1脚	70円	
雛壇蹴込	共	1式	700円	
能舞台	共	1式	5,180円	
松羽目・竹羽目	大	1式	1,980円	12.7m×4.5m
松羽目・竹羽目	小	1式	1,100円	9m×4.5m
金屏風	共	1双	1,860円	2.4m×0.75m×6曲
銀屏風	共	1双	1,860円	2.4m×0.75m×6曲
鳥の子屏風	共	1双	1,860円	2.4m×0.75m×6曲
毛氈	共	1枚	260円	1.82m×3.64m

長布団	共	1枚	260円	0.545m×3.64m
地絨	大	1枚	700円	18m×7.28m
地絨	小	1枚	440円	12m×3.64m
浅黄幕	大	1式	970円	18m×7.2m
浅黄幕	小	1式	700円	12m×7.2m
紅白幕	大	1張	1,100円	18m×7.2m
紅白幕	小	1張	880円	12m×7.2m
大太鼓	共	1式	1,410円	
振り竹	大	1本	440円	18m
振り竹	小	1本	260円	12m
メクリ立て	共	1台	130円	1.5m
上敷	共	1枚	70円	
雪籠	共	1台	220円	
指揮台	共	1式	700円	譜面台付き
譜面台	共	1台	40円	
パイプ椅子	共	1脚	70円	
コントラバス椅子	共	1脚	130円	
演台	大	1台	1,500円	マイク1本及び脇台付き
演台	小	1台	1,290円	マイク1本及び脇台付き
司会者用台	共	1台	260円	
式次第板	共	1台	220円	
黒板	共	1台	220円	
ホワイトボード	共	1台	210円	

	姿見	共	1台	440円	
	長机	共	1脚	150円	
音響設備	場内拡声装置Aセット	大	1式	6,180円	マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル、サイドスピーカー
	場内拡声装置Bセット	大	1式	4,290円	マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル
	場内拡声装置Aセット	小	1式	4,170円	マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル、サイドスピーカー
	場内拡声装置Bセット	小	1式	3,190円	マイク2本付き、主スピーカー48チャンネル
	コンデンサーマイクロフォン	共	1本	1,290円	
	ダイナミックマイクロフォン	共	1本	440円	
	エレベーターマイクロフォン	大	1本	1,590円	
	エレベーターマイクロフォン	小	1本	1,590円	
	ワイヤレスマイクロフォン	共	1本	1,980円	電池別
	三点吊りマイクロフォン	大	1本	1,590円	
	三点吊りマイクロフォン	小	1本	1,590円	
	マイクスタンド	共	1台	260円	床上
	マイクスタンド	共	1台	260円	ブーム
	マイクスタンド	共	1台	130円	卓上
	カセットテープレコーダー	共	1台	440円	
	DATレコーダー	大	1台	440円	
DATレコーダー	小	1台	440円		

デジタルハイビジョンレコーダー	共	1台	520円	DVD及びCD対応
CF/CD-RWレコーダー	共	1台	500円	CF、WAV及びMP3対応
CFレコーダー	共	1台	520円	CF、CD、WAV及びMP3対応
CDプレーヤー	大	1台	520円	
CDプレーヤー	小	1台	520円	
MDプレーヤー	共	1台	520円	
DVDプレーヤー	共	1台	520円	
マルチプロセッサ	共	1台	550円	20bitリニアAD/DACコンバーター
デジタルリバーブ	共	1台	510円	
デジタルディレイ	共	1台	510円	
イコライザー	共	1台	520円	25Hz～20kHz、1/3オクターブ
バウンダリーマイク	共	1台	1,130円	
サブミキサー(A)	共	1台	2,190円	デジタル52in16out
サブミキサー(B)	共	1台	1,110円	デジタル16in6out
サブミキサー(C)	共	1台	1,120円	アナログ18in11out
サブミキサー(D)	共	1台	550円	アナログ8in4out
ステージスピーカー(A)	共	1台	2,860円	
ステージスピーカー(B)	共	1台	1,410円	
ステージスピーカー(C)	共	1台	700円	
ステージスピーカー(D)	共	1台	530円	

照明 設備	調光装置	大	1式	5,390円	30A×277本、100チャンネル(+140チャンネル)、メモリー方式	バルコニーライト	大	1式	1,410円	1KW×8灯
	調光装置	小	1式	2,420円	30A×148本、60チャンネル、メモリー方式	フロントサイドライト	大	1式	2,200円	1KW×16灯
	花道フットライト	大	1列	660円	60W×48灯	フロントサイドライト	小	1式	1,760円	1KW×8灯
	花道フットライト	小	1列	520円	60W×30灯	第1シーリングライト	大	1列	3,300円	1.5KW×20灯、1KW×10灯
	フットライト	大	1列	880円	60W×72灯	第2シーリングライト	大	1列	3,960円	2KW×20灯
	フットライト	小	1列	700円	60W×60灯	シーリングライト	小	1列	1,760円	1KW×18灯
	ロア Horizont ライト	大	1列	2,740円	300W×80灯	フォロースポットライト	共	1台	700円	650W
	ロア Horizont ライト	小	1列	1,760円	300W×56灯	センターピンスポットライト	大	1台	3,300円	2KWクセノンピンスポットライト
	昇降タワーライト	大	1基	530円	1KW×4灯	センターピンスポットライト	小	1台	2,740円	1KWクセノンピンスポットライト
	大アッパ Horizont ライト	大	1列	3,420円	300W×120灯	スポットライト	共	1台	700円	FQ1, 500W
	アッパ Horizont ライト	小	1列	2,420円	300W×64灯	スポットライト	共	1台	700円	IT O650W
	ボーダーライト	大	1列	1,540円	第1ボーダーライト 150W×90灯 第2ボーダーライト 150W×90灯 第3ボーダーライト 150W×81灯 第4ボーダーライト 150W×81灯	スポットライト	共	1台	530円	1KW
	ボーダーライト	小	1列	1,100円	第1ボーダーライト 150W×60灯 第2ボーダーライト 150W×54灯	スポットライト	共	1台	440円	500Wフレネル
	サスペンションライト	大	1列	3,190円	1KW×24灯	スポットライト	共	1台	260円	500W平凸
	サスペンションライト	大	1列	2,310円	1KW×16灯	パーライト	共	1台	550円	1KW
	サスペンションライト	小	1列	2,310円	1KW×16灯	パーライト	共	1台	440円	500W
					ストリップライト	共	1台	260円	100W×8灯	
					ストリップライト	共	1台	130円	100W×4灯	
					ストロボ	共	1台	650円		
					プロジェクタースポットライト	共	1台	1,320円	1KW	
					オーロラマシン	共	1台	880円		

	波のエフェクト	共	1台	530円	
	ミラーボール	共	1台	1,320円	丸型
	ミラーボール	共	1台	1,320円	だ円形
	カラーフェーダー	共	1台	580円	
	サブ調光卓	共	1台	2,100円	DMX×4系統
映写設備	スクリーン	大	1張	1,860円	7.5m×16m
	スクリーン	小	1張	970円	4.5m×10m
	35ミリ映写機	小	1台	5,620円	2KWクセノン
	16ミリ映写機	大	1台	2,520円	2KWクセノン
	スライド映写機	共	1台	1,410円	750Wクセノン
	ビデオプロジェクター	共	1台	710円	
その他の附属設備	シャワー室	大	1室	260円	
	シャワー室	小	1室	260円	
	浴室	大	1室	440円	
	持込み器具コンセント	共	1KW 当たり	150円	

別表備考1を次のように改める。

1 この表において、「利用施設別」欄の大は大ホールで、小は小ホールで、リはリハーサル室で、練は多目的室第5（練習室）で、共は利用施設で共用又は共通で利用するものであることをいう。

別表備考2中「利用料金の上限額は、」を「利用料金の上限額は、条例別表の区分の」に、「いずれかの利用につき徴収する利用料金の上限額とし、」を「いずれかに利用する場合の額とし、条例別表の区分の」に、「相当する額、」を「相当する額を利用料金の上限額と、条例別表の区分の」に、「相当する額を徴収する」を「相当する額を利用料金の上限額とする」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

多目的室	年月日（ ）時分から	利用する多目的室名 第1 第2 第3 第4 第5 第6 第7 第8
	年月日（ ）時分まで	

附属設備	利用する ・ 利用しない
------	--------------

を「

多目的室	年月日（ ）時分から 年月日（ ）時分まで	利用する多目的室名 第1 第2 第3 第4 第5 第6 第7 第8 第9 第10
	附属設備	

に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

**第13号様式**（第18条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例第18条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
			氏名	㊦
主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 - )			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例第18条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例第17条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則別記第1号様式及び別記第2号様式は、この規則による改正後の高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。